# 省令

**○外務省令第十号**

外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令（平成二十一年外務省令第六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月十日

外務大臣　茂木　敏充

外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令の一部を改正する省令

外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令（平成二十一年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第二章　定期評価**<br>**第一節　通則**<br>（定期評価における評語の付与等）<br>**第六条**　［略］<br>2　個別評語及び全体評語は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数の段階とする。ただし、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）第六条第二項の規定に基づき、内閣総理大臣が第三号に規定する職員の能力評価に係る評価項目のうち個別評語の段階について別に定めるときは、この限りでない。<br>一・二　［略］<br>三　前二号に掲げる職員以外の職員　六<br>3　個別評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあっては第四条第三項の発揮した能力の程度が当該能力評価に係る職員に求められる能力の発揮の程度に達していると、業績評価にあっては同条第四項の役割を果たした程度が当該業績評価に係る職員に求められる当該役割を果たした程度に達していると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、前項に定める段階のうち当該各号に定めるものを付すものとする。ただし、人事評価の基準、方法等に関する政令第六条第二項の規定に基づき、内閣総理大臣が第三号に規定する職員の能力評価に係る評価項目のうち個別評語の段階について別に定めるときは、当該個別評語については、内閣総理大臣が別に定める段階を付すものとする。<br>一　［略］<br>二　前項第二号に掲げる職員　上位又は中位の段階<br>三　前項第三号に掲げる職員　最下位の段階より二段階以上上位の段階<br>4　［略］ | **第二章　定期評価**<br>**第一節　通則**<br>（定期評価における評語の付与等）<br>**第六条**　［同上］<br>2　個別評語及び全体評語は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数の段階とする。<br>一・二　［同上］<br>三　前二号に掲げる職員以外の職員　五<br>3　個別評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあっては第四条第三項の発揮した能力の程度が、業績評価にあっては同条第四項の役割を果たした程度が、それぞれ通常のものと認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、前項に定める段階のうち当該各号に定めるものを付すものとする。<br>一　［同上］<br>二　前項第二号及び第三号に掲げる職員　中位の段階<br>［新設］<br>4　［同上］ |
| （評価者による指導及び助言）<br>**第十一条**　評価者は、前条の開示が行われた後に、被評価者と面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話（次項において「特定通話」という。）を含む。同項及び次条において同じ。）を行い、定期評価における能力評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。<br>2　評価者は、被評価者が遠隔の地に勤務し、かつ、特定通話を行うために必要な電気通信回線を利用することができないことその他の事情により前項の面談により難い場合には、電話その他の通信手段による交信（特定通話に該当するものを除く。）を行うことにより、同項の面談に代えることができる。 | （評価者による指導及び助言）<br>**第十一条**　評価者は、前条の開示が行われた後に、被評価者と面談を行い、定期評価における能力評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。<br>2　評価者は、被評価者が遠隔の地に勤務していることにより前項の面談により難い場合には、電話その他の通信手段による交信を行うことにより、同項の面談に代えることができる。 |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。